

報告第14号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月1日提出

豊川市長 山 脇 実

## (環境部関係)

1	専決年月日	平成28年3月2日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	133,920円
	概要	平成28年1月12日午前9時50分頃、豊川市金屋橋町25番1において、職員の運転する自動車が相手方の所有するフェンスに設置されていたネットを引っ掛け、当該フェンスの一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	平成28年8月31日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	64,206円
	概要	平成28年6月21日午後3時頃、豊川市役所の車庫前において、職員の運転する自動車は相手方の所有する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。